

「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」に対する意見

平成 24 年 1 月 27 日
全 国 市 長 会
地方公務員制度改革検討委員会
委員長 新見市長 石垣正夫

地方公務員の労働基本権の検討のあり方については、本会として、現在の労使関係は、これまでの様々な努力により、ようやく安定してきているところであり、このような中、なぜ今、地方公務員の労働基本権を拡充する必要があるのかについて、その必要性を明らかにするとともに、検討するに当たっては、単に国家公務員の措置との整合性だけでなく、住民サービスに与える影響等を含めた費用と便益を具体的に示しつつ、住民の理解のもとに、課題、問題点等を整理しながら慎重かつ丁寧に、国と地方の協議の場等で地方と十分協議しつつ検討するよう求めているところであるが、政府においては、平成 23 年 12 月 26 日にいくつかの主な論点を示したのみで、本会の懸念意見等について十分な回答や協議もないまま、今通常国会に法案を提出するとの方針を示したことは誠に遺憾である。

地方公務員の協約締結権付与のあり方については、公務員は国民全体の奉仕者であることも踏まえつつ、地方と丁寧に協議のうえ、住民の理解と納得をいただきながら検討を進めていくよう改めて申し上げる。

以上の検討を前提として、「地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点」を踏まえ、次のとおり、疑問点及び意見を提出するので、適切に対処されたい。

I 総括

「現在の労使関係制度は安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員の労働基本権を拡充する必要があるのか」とする本会の疑問に対する回答が明確でなく、現状における問題点等を具体的に示していただきたい。

また、地方公務員の労使関係制度の在り方については、地方公務員制度という地方自治行政に関する極めて重要な事柄であるので、単に国家公務員の措置を踏まえるだけでなく、地方公務員の実情や特性、さらには住民サービスへの影響等を十分踏まえつつ、課題、問題点等を整理しながら、慎重かつ丁寧に、国と地方の協議の場等で地方と十分協議しつつ検討することを求めるものであ

る。

II 地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点の個別具体的事項

論点1 理念・目的について

- ① 協約締結権付与の措置を講ずることにより、「新たな政策課題に迅速かつ果敢に対応し、効率的で質の高い行政サービスの実現を図る」とし、「協約締結権を付与することにより、こうした交渉が制度的に担保されることになれば、より安定した労使関係の形成に資する」としたうえで、住民サービスに影響を及ぼす恐れがあるとの懸念意見に対しては、「現行制度の下でも広く労使間で交渉が行われており、新たな制度の下における真摯な交渉を通じて、労使が対抗・緊張の関係となるのではなく、両者間の意思疎通の円滑化が図られ相互理解が深まることによって、職員の士気が高まり、一層効率的で質の高い行政サービスの提供に資するものと考えられる」としているが、協約締結権の付与は、労使が対抗・緊張の関係となる可能性が高くなるものとともに、このことにより住民サービスの維持・充実に影響を及ぼすとの懸念は、払拭できない。何故、効率的で質の高い行政サービスの提供が図られると考えるのか、理念でなく地方の実態を踏まえた考えを示していただきたい。
- ② 現在、労働基本権の制約の代償措置として、法律による身分保障等が講じられているが、協約締結権の付与により、これに見合うとされる代償措置はどのようにするのか、考え方を示していただきたい。

論点2 費用・便益について

- ① 費用・便益については、国家公務員におけるものとほぼ同様としているだけであり、地方公務員の特性、特に地方公共団体が担っている行政サービスに対し、どのような影響を及ぼすかが示されていない。費用・便益については、単なる労使関係のみならず、広い意味の使用者である住民との関係における費用・便益をしっかりと住民に示し、その理解のもとに検討すべきである。
- ② 地方公務員に係る職員団体等は、全ての地方公共団体に設置されておらず、また、その加入率も年々低下しているが、職員団体等が設置されていない地方公共団体における勤務条件の決定の仕組みや、労働組合に加入しない職員の意見反映の方法を示していただきたい。

論点4 労働組合の認証要件について

労働組合の認証要件について、現行法の職員団体の登録要件は、同一の地方公共団体の職員のみで組織されるものとされているが、協約締結権付与に伴い、なぜ、これを変更する必要があるのか、その理由を明確に示していただきたい。

協約締結権を付与する場合においても、職員の勤務条件は、行財政権に対する民主的統制に基づいて、住民の代表者である議会の議決で決めることについては変更を加えないものである以上、当該団体の職員のみが当局と交渉し、その結果を議会に諮るとすべきではないか。

論点5 「当局」の考え方について

① 地方公共団体の任命権者は分立しており、市町村長も、いわゆる首長部局における長として、当局の立場に立つものであるが、一方において、地方公共団体の長として、予算の調製権を有している。論点においては、労使関係における当局の考え方はある程度示されているが、予算編成権を有する地方公共団体の長と当局及び組合との関係は、どのように整理されるのか明らかにしていただきたい。

② 県費負担教職員についての当局の考え方及び市町村長との関係を明らかにしていただきたい。

論点6 紛争調整機関の在り方について

不当労働行為事件の審査及び紛争調整を行う機関については、「民間・企業職員の不当労働行為事件の審査や労使紛争の調整ノウハウを有すること」「中央労働委員会との連携による救済命令等の全国的統一性や公正性・妥当性も可能となること」「人事委員会や公平委員会が担う場合には、ノウハウの習得、都道府県労働委員会との連携体制の構築、各地方公共団体における組織体制の整備等が必要になる」等の理由から、都道府県労働委員会が行うとされているところである。

本会では、「都道府県の労働委員会において管内のすべての市町村の不当労働行為の救済や交渉不調の場合のあっせん、調停等を行うことは、付議案件等の増大等による調整コストの増大が懸念されること、短期間に集中することが予想される案件の迅速な処理が出来るのか、また、使用者委員の構成において、都道府県、市町村、任命権者の分立という実態の中、適正な体制整備が出来るか」について懸念を指摘し、基本的な考え方を明らかにするよう求めたところであるが、論点においてこれらの考え方が示されていないので、明確に示していただきたい。

論点7 民間の給与等の実態を調査・把握する主体等について

- ① 民間の給与等の実態を調査・把握する主体等については、「新制度への円滑な移行という観点等に留意しつつ、調査主体等について更に検討する」とされているが、本会では、「職員団体との交渉について住民の理解を得るためには、全国・都道府県レベル、地域レベルでの民間の状況と比較する指標が引き続き必要であり、その指標については、現在の人事院・人事委員会勧告の指標と遜色のない客観的、統一的な指標とすることが極めて重要であること。また、その調査・把握する主体等の検討においては、国や都道府県等の調査・把握の仕方を具体的に明らかにするとともに、現在、人事委員会が設置されていない市町村における民間等の調査結果の活用の在り方についても示す」よう求めたところであるが、これらについての具体的な考え方が示されていないので、これらについての考え方を示していただきたい。

- ② 論点において、「自律的労使関係制度においても、給与決定のために、引き続き地域の民間事業の従事者の給与の実態について把握する必要がある」とされているが、新たな労使関係制度においても、いわゆる国の給与等との均衡の原則は、引き続き法定するとしている。民間給与の実態把握結果と、この均衡の原則との関係はどのような関係になるのか明らかにしていただきたい。

論点9 消防職員の団結権の扱いについて

本会は、消防職員に団結権を付与することによって、

- ・上司と部下との対抗関係をもたらし、信頼関係に支障が生じる
- ・指揮命令系統が乱れ、消防活動に支障をきたす
- ・消防団員との信頼関係や協力関係に支障が生じる
- ・住民の生命、財産を守るという同じような使命を持つ警察となぜ切り離すのか

等の懸念意見を申し上げてきた。今般示された論点においても、これらの懸念は払拭出来ていない。

消防職員は、その職責上、国民の生命財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務を負っているものであり、これら職員の組織が一糸乱れず任務を達成するためには、とりわけ厳しい服務規律、上命下服の規律を維持することが必要である。ところが、労使関係における団結権は、勤務条件をめぐって労使の対抗関係をもたらすものであり、労使の対抗関係は実態的には上司と部下の対抗関係にほかならないものであること、また、先の東日本大震災に

において、消防職員はもちろん、自衛隊員や警察職員と連携して救助活動等を行った消防団関係者から、「自衛隊や警察の職員機関と切り離して消防職員だけが議論されるのは理解し難い」とする意見があること等から、消防職員の団結権の付与については極めて慎重な検討を求めるものである。

なお、国家公務員制度改革においては、これまで通り警察職員は、警察官のみならず警察事務職員も含めて団結権を付与しないとされており、これらの職員との関係からしても消防職員について団結権を付与するとする考えが理解できないところである。

その他の点について

本会としては、地方公務員の新たな労使関係制度について、次のような点についても明らかにするよう求めてきたが、論点において何も示されていないので、明らかにしていただきたい。

- ① 国の場合は、国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第 31 条において「政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされているが、この点について地方公務員はどのように考えているのか示していただきたい。
- ② 一般職について条例主義とした場合、地方公営企業職員の給与における基準条例との関係をどのように整理するのか、その考え方を示していただきたい。